

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第14条 議会は、<u>町政に関する</u> 重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に_____公表するとともに、町民からの意見、<u>要望等</u> を取り上げ、広報に反映するよう努め<u>なければならない</u>。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会の広報活動に努め<u>なければならない</u>。</p>	<p>(議会広報の充実)</p> <p>第14条 議会は、<u>町政にかかわる</u> 重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に<u>対して</u>公表するとともに、町民からの意見<u>や要望など</u>を取り上げ、広報に反映するよう努め<u>る</u>_____。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会の広報活動に努め<u>る</u>_____。</p>